

## 令和8(2026)年度 滋賀県保育協議会事業基本方針

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

— 児童憲章基本綱領 —

私達の想定以上のスピードで子どもの出生数が減少し、国民の5人に1人が後期高齢者の超高齢社会時代に入り、社会における経済・医療・福祉に大きな課題を投げかけています。このような人口構造の変動、地域のつながりの希薄化、さらに生活に必要な物価の高騰を背景に子育て家庭に負担感や孤立感が高まり、虐待や貧困など子どもや子育てをめぐる社会的な問題が顕在化しています。

加えて、保護者の価値観や意識の変化、社会や生活環境の変化により、子育て不安や子どもの育ちの未熟さが深刻化しています。

また、子ども人口の減少がさらに進むなか、人材確保の困難とも相まって保育所・認定こども園等(以下「保育所等」)の運営の根幹を厳しくしており、地域のなかの保育所機能をどう維持していくか一刻の猶予もない課題に直面しています。

国においては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども大綱」を踏まえた「こども未来戦略」を推進するため、「保育政策の新たな方向性」を定め、“量”から“質”へ転換が進められています。

令和8年度から全市町村を対象に給付事業として「こども誰でも通園制度」が本格実施されるなど、保育所等には全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、多様な保育ニーズへの対応、子育て家庭への相談支援や地域の支援主体をつなぐソーシャルワーク機能等も期待されています。

このため、子ども人口減少時代の保育の在り方の検討や保育人材の確保、研修の専門性の充実による保育の質の確保・向上がますます重要となっています。

一方、昨年4月の児童福祉法等の改正では、保育所等における虐待の通報が義務化されました。保育所等には、子どもの健やかな育ちや人権尊重等を通じた子どもの最善の利益を保障する役割とともに、子ども主体および子どもの権利擁護という保育の基本を再確認し、子どもにとっての安全・安心を確保する取り組みが必要です。

こうした状況を踏まえ、滋賀県保育協議会は、かけがえのない地域の社会資源として保育所等が社会の要請や地域における全ての子どもや子育ての支援ニーズに応えるとともに、保育の質の確保・向上および子どもの安全・安心を確保するため、下記のとおり事業の充実と強化を図ります。

### 1. 研修の充実

- ・ 安心・安全な環境の中で子どもの発達に重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障するため、施設長、保育者、調理担当者及び運営管理者等研修の専門性の充実を図る。

### 2. 人材の確保・定着への支援強化

- ・ 保育の魅力の発信と保育者の社会的地位向上に向けた広報、学校や保育士養成校との連携による若年層への働きかけ、潜在保育士の就職支援や現任保育者の就業継続支援を強化する。

### 3. 公益的活動の促進

- ・ 活動事例の提供等により、会員園に身近な社会資源として地域の全ての子育て家庭への支援や子どもの育ちを支える環境整備等の公益的活動の積極的な推進を促す。

### 4. 災害支援・防災対策および安全対策の強化

- ・ 滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)をはじめとする災害支援活動への参画や会員園における防災対策および安全対策の強化を進める。

### 5. 研究活動等の推進

- ・ 子ども人口減少時代の保育の在り方に関する調査・研究等を行う。